第三款　スプレッドリスク

（スプレッドリスクの額）

第百十二条　第百一条第二号に規定するスプレッドリスクの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一　上昇ストレスに基づき、スプレッドの変動に対して感応的な全ての資産（国債等を除く。）の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額（当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。）

二　下降ストレスに基づき、スプレッドの変動に対して感応的な全ての資産（国債等を除く。）の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額（当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。）

（スプレッドリスクのストレス・シナリオ）

第百十三条　前条の上昇ストレス及び下降ストレスは、次の各号に定めるものをいう。

一　上昇ストレス（$\mathrm{spread}_{\mathrm{up}}$）は、次の算式に基づきスプレッドを変化させることをいう。

$$\mathrm{spread}_{\mathrm{up}} = \mathrm{spread} + \max\{0.4\%, \min(1.5\%, 75\% * |\mathrm{spread}|)\}$$

spreadは、基準日時点のスプレッドの値（次号において同じ。）

|spread|は、spreadの絶対値（次号において同じ。）

二　下降ストレス（$\mathrm{spread}_{\mathrm{down}}$）は、次の算式に基づきスプレッドを変化させることをいう。

$$\mathrm{spread}_{\mathrm{down}} = \mathrm{spread} - 75\% * |\mathrm{spread}|$$

（現在推計の額及び再保険回収額に対する上昇ストレス及び下降ストレス）

第百十四条　現在推計の額及び再保険回収額に対する上昇ストレス及び下降ストレスは、第三章第二節第三款第二目に規定する調整後スプレッドの算出におけるリスク修正控除後スプレッドを、前条に定めるところにより変化させることをいう。

第四款　株式リスク

（株式リスクの額）

第百十五条　第百一条第三号に規定する株式リスクの額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める方法により計算した額の合計額とする。

一　水準ストレスに対するリスクの額　資産区分ごとの水準ストレスに基づく純資産の減少額（ストレス・シナリオに基づき、資産区分に含まれる資産の時価の水準に感応的な全ての資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額（当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。）をいう。第百十八条において同じ。）を、第百十八条の規定により統合した額

二　ボラティリティ・ストレスに対するリスクの額　ストレス・シナリオに基づき、次条第一項各号に含まれる資産の時価のボラティリティに感応的な全ての資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額（当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。）

２　前項各号のリスクの額の算出における再計算にあっては、経済価値ベースのバランスシートに対して直接的及び間接的な影響をもたらす全ての株式リスクに係るエクスポージャーを再計算するものとする。

３　前項の経済価値ベースのバランスシートに対して間接的な影響をもたらす株式リスクに係るエクスポージャーとは、次の各号に掲げるものをいう。

一　投資信託等（裏付けとなる資産が不動産であるものを除く。次条において同じ。）

二　株価の水準又はボラティリティに感応的なデリバティブ

三　株価の水準又はボラティリティに感応的な経済価値ベースの保険負債の額又は再保険回収額

四　その他前三号に類するもの

（株式リスクの資産区分）

第百十六条　前条第一項第一号の水準ストレスに対するリスクの額の計算における資産区分は、次の各号に掲げるものをいう。

一　先進国市場における上場株式

二　先進国市場における資本性インフラ投資

三　新興国市場における上場株式

四　新興国市場における資本性インフラ投資

五　ハイブリッド債及び優先株式

六　その他の株式

２　前項第一号の先進国市場における上場株式は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。）、店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）又は別表十一に掲げる国又は地域（日本を除く。）における外国金融商品市場（同法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。第四項において同じ。）で売買されている株式をいう。ただし、次項の規定により前項第二号の先進国市場における資本性インフラ投資に区分したものを除く。

３　別表十一に掲げる国又は地域の株式のうち、別表十二に定めるインフラ投資は、第一項第二号の先進国市場における資本性インフラ投資に区分することができる。

４　第一項第三号の新興国市場における上場株式は、別表十一に掲げる国又は地域以外における外国金融商品市場に上場されている株式をいう。ただし、次項の規定により第一項第四号の新興国市場における資本性インフラ投資に区分したものを除く。

５　別表十一に掲げる国又は地域以外の株式のうち、別表十二に定めるインフラ投資は、第一項第四号の新興国市場における資本性インフラ投資に区分することができる。